地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

策定　平成 28 年２月 19 日
最終改正　平成 31 年３月 14 日

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）は、国、地方公共団体並びに国が所管する独立行政法人及び国立研究開発法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした研究資金（以下「公的研究費」という。）の使用に当たって、信頼性と公正性を確保することを目的として、地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおける公的研究費の管理・監査実施基準第３条第１項に基づき、法人に所属する職員等（以下「法人職員」という。）の行動規範をここに定める。

１　法人職員は、公的研究費が国民の税金を原資として成り立っている公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。

２　法人職員は、公的研究費の使用に当たり、地方独立行政法人岩手県工業技術センター会計規則、地方独立行政法人岩手県工業技術センター契約実施規程及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター旅費規程等の規程を遵守するほか、関係法令及び配分機関が定める各種の規程類等を遵守し、適正な使用に努めなければならない。

３　法人職員は、立案した研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用しなければならない。

４　法人職員は、公的研究費の特性や事務手続等を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。

５　法人職員は、職員間相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止しなければならない。

６　法人職員は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。

７　法人職員は、研究を実施する年度内に公的研究費を使い切れずに研究予算を返還しても、その後の競争的資金の採択等に悪影響はないことを理解し、予算消化的に当該年度内に公的研究費を使い切ることは慎まなければならない。

８　法人職員は、公的研究費の不正使用が懲戒処分の対象となることを自覚し、職務を遂行しなければならない。

附　則
この規範は、平成 28 年２月 19 日から施行する。
附　則
この規範は、平成 31 年３月 14 日から施行する。